

土地収用法（昭和２６年法律第２１９号）第４５条の２の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定しました。

平成２５年１０月１８日

奈良県収用委員会会長 池 田 辰 夫

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道２４号改築工事（京奈和自動車道「大和御所道路（御所区間）」・奈良県御所市大字條地内から五條市居傳町地内まで）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在 奈良県御所市

字及び地番	地目		地積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）	使用しようとする土地の面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測		
大字重阪 9 2 2 番 1	山林	雑種地	991	1, 983. 45	なし	425. 05
大字重阪 9 2 2 番 2	山林	雑種地	1, 983	25, 451. 2 3	なし	5, 935. 69
大字重阪 9 2 4 番	山林	雑種地	991	1, 755. 93	なし	77. 16
大字内谷 6 1 番	山林	雑種地	958	958. 67	なし	600. 28
大字内谷 2 8 0 番 1	山林	雑種地	2	1, 419. 11	なし	157. 19

4 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所
株式会社東海 代表 者 代表取締役 石 堂仲男	堺市南区岩室 1 7 2 番地。ただし、奈良県御所市大字重 阪 9 2 2 番 1、9 2 2 番 2 及び 9 2 4 番並びに大字内谷 6 1 番の土地登記簿上の住所 大阪府大阪狭山市大野西 8 5 8 番地 1 7

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成 2 5 年 1 0 月 1 0 日